

東日本大震災 避難者等総合支援チーム会議

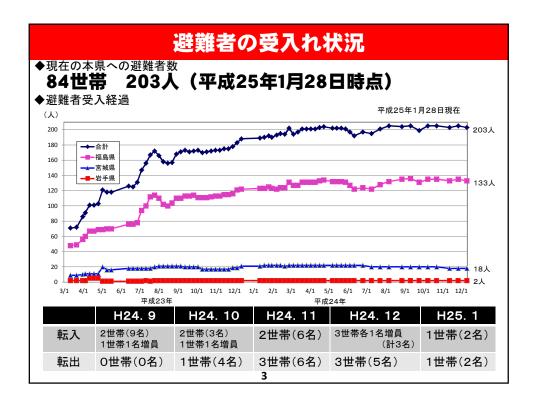
日時:2月14日(木)13:00~

場所:災害対策本部室

1

次 第

- l あいさつ
- || 議事
 - (1) 避難者の受入れ状況
 - (2) 知事との意見交換会報告、意見と対応
 - (3) 今後の活動について
 - ・平成24年度11月補正予算・平成25年度当初予算(案)
 - ・「とっとり震災支援連絡協議会」へ業務委託
 - ・県と市町村の連携
 - (4) 県・市町村の支援策一覧
- Ⅲ その他



「町村における受入状況(平成25年1月28日現在) (単位:人)						人)								
	鳥取市	米子市	倉吉市	境港市	若桜町	三朝町	琴浦町	北栄町	大山町	南部町	伯耆町	日南町	江府町	計
岩手県		2												2
宮城県	9	2	3	3							1			18
福島県	77	17	7	4	2	3	3	4	4	8			4	133
茨城県	5											2		7
栃木県	1													1
千葉県	16	2				3								21
埼玉県	8													8
東京都	8	3												11
神奈川県	2													2
計	126	26	10	7	2	6	3	4	4	8	1	2	4	203

知事との意見交換会

日時: 平成24年12月23日(日) 11:15~12:30

会場: 倉吉市 上灘公民館 参加者: 避難者9名(7世帯)

主な意見:

- ・収入半減。出費が収入を上回り、生活は改善されず。
- ・母子避難の中、夫も鳥取に来ることを考えたが、就職先が無い。支援をお願いしたい。
- ・学校で他の子どもの心ない言動に傷つくことがある。
- ・住宅の無償提供の継続をお願いしたい。
- ・里帰りに支援してほしい。

5

意見と対応策 ①

(雇用)仕事はしているが低賃金。仕事があれば定住を考えたい。

⇒ ○ 避難時の当面の就業確保から、生活再建、安定を目指した"被災前の"収入確保へと課題が変遷

今後の対応

- 〇 マッチング支援の充実
 - ・緊急雇用基金等を活用した雇用創出(職場体験型雇用事業、県直接雇用等)
 - ・企業誘致、県内企業新増設等による雇用創出
 - ・ミドル・シニア仕事ぷらざ、若者仕事ぷらざによる就業支援
- 〇 スキルアップ研修
 - ・県高等技術専門校、ポリテクセンターにおける公共職業訓練
 - ・「とっとり雇用創造未来プラン」の人材育成 事務系人材育成研修、観光関連産業人材育成研修、創業知識習得研修等
- 主な事業のパンフレット配布

意見と対応策 2

(教育)学校や職場で心ないことを言われる。 震災のことを知ってほしい。

⇒ 教育委員会

- 東日本大震災で被災した子どもたちへの支援については、文部科学省の通知を受け、被災地の状況や放射線についての正しい知識をもとに、被災地の児童生徒に対して暖かく接するために、日常的に必要な指導を行うよう市町村教育委員会や校長会連絡を通じて各学校へ周知するとともに、スクールカウンセラーの活用による対応を実施。
- しかしながら避難者と知事との意見交換の中で、同級生等からの心ない言動に 傷ついている被災した子どもたちへの配慮を求める声が寄せられたことを受け、 改めて心のケアの実施や、子どもたちが安心して過ごせる学校・学級づくりを心 がけるよう、各市町村教育委員会及び各学校に周知。

⇒ 総務課

学校・地域での理解、啓発をすすめるため、避難者等を講師として派遣 H25年度当初予算で要求中(30万円)

7

意見と対応策 ③

(住宅)公営住宅の今後の取扱を決めて欲しい。 (無償提供期間を延長してほしい)

- ⇒ 現在の県営住宅、県職員宿舎、教職員宿舎入居世帯数 22世帯
 - 〇 県独自の規定により、3年間を最長として運用中 (最短で26年3月まで)

対応検討状況

- 〇 避難者の住居確保は重要懸案として認識しているところ。
- 国に対して応急仮設住宅の運用期間の1年延長を要望する動きがあり、その他の動向も踏まえながら検討を進める。

意見と対応策 4

(里帰り)一時帰宅費用を助成してほしい。

⇒ 生活再建支援金制度の創設

H25年度当初予算で要求中(920万円) * 一人あたり5万円支給 平成25年9月30日までに居住を開始し、居住開始から申請までの間に継続して 半年間以上県内に居住している者に生活再建支援金(1人5万円)を支給。

使途: 里帰り、就職活動等の生活再建に資するもの。

9

意見と対応策 5

(健康)甲状腺検査を実施してほしい。

〈福島県の実施状況〉

- 〇 福島県立医科大学に委託し、平成23年10月~平成26年3月に、18歳以下の 県民(36万人)を対象に甲状腺検査を実施。
- 県外避難者検査は、内分泌・甲状腺外科専門医等が所属する医療機関に委託し 実施(県外71機関、鳥取県内は鳥大付属病院)
- 検査は、警戒区域、帰宅困難区域等、福島第一原発事故による健康被害が大き いと想定される市町村住民から順に通知し実施。

〈県内避難者の不安〉

- 県内避難者は主に自主避難者で、検査順が遅い市町村から避難された方が多い。 このため避難者は検査通知が届くまで不安な毎日を送っている。
- 多くの検査対象者は鳥取市内に居住しており、東部での受診を希望。

〈県の対応検討上の課題〉

- 福島県では、検査データを一元管理し、そのデータをもとに今後対象者の定期的 かつ長期的な健康管理を実施。
- そのため、日本甲状腺学会等の専門医の存在、検査機器の水準や結果の判定基準の統一化等、委託医療機関にもこのスキームを求めている。
- ⇒ 福島県スキームでの対応には時間を要すると想定されることから、不安解消のため、まず、東部の医療機関での受診が可能となるよう検討中。

意見と対応策 ⑥

(全般)避難者として扱ってほしくない

⇒ 避難者個々の意見を伺い、支援策の紹介等、情報提供の要否を確認し対応。 ただし、交流希望者に対しては交流会等の情報提供を行うことも留意。

<u>ar</u>	成24年度11月補正予算			
◆以下の事業をとっとり震災支援連絡協議会に委託				
事業	内容	事業費		
避難者支援コーディネー ター	避難者支援を行う専従スタッフを被災者より雇用。	6, 194, 000円		
避難者のネットワークを 構築	交流会(お茶会、芋煮会など)を定期的に開催。	660, 000円		
支援者ネットワークの構築	支援者(団体)、もしくは支援希望者(団体)のネットワークを構築。定期的に会議を開催。	80, 000円		
被災地訪問	被災地を訪問し、現状の把握、被災地の支援団体と 意見交換を行う。	270, 000円		
広報	広報誌の発行やHPの作成を行う。	1, 050, 000円		
事務所運営	避難者及び支援者の情報基地としての事務所運営経 費。	2, 872, 000円		
事務局長 (増額要求)	事業全体を統括する事務局長を雇用し、企画立案、支援コーディネーターの指導管理、関係各所との渉外を 行う。	4, 575, 000円		
	12			

平	平成25年度当初予算(案)				
事業	内容	事業費			
生活再建支援金支給 (県直営)	里帰り、就職活動等の生活再建に必要な資金を支給 (対象) 平成25年9月30日までに居住を開始し、居住開始から 申請までの間に継続して半年間以上県内に居住して いる者(世帯) (支給額) 一人あたり5万円	9, 200, 000円			
子どもたちへの支援 (協議会委託事業)	・こころとからだを育むプログラム 避難生活を送る子どもたちに夢や希望を与えるとともに、学習、運動面での支援を展開(避難者交流会等の機会を活用し、学生ボランティアによる学習支援や交流、ダンス・演劇等のワークショップを実施)	414, 000円			
起業支援 (協議会委託事業)	・起業希望者への支援 起業セミナー参加費、中小企業診断士等派遣経費 等を助成。	880, 000円			
	13				

平成25年度当初予算(案)			
事業	内容	事業費	
学校・地域の理解・啓発 (協議会委託事業)	教師や児童生徒、地域住民に原子力発電や放射能等への正しい知識を身につけてもらうため、避難者等を講師として派遣。	300, 000円	
サマーキャンプ(協議会主催事業)	被ばくを心配し外で遊ぶことを制限されている被災地の子どもたちを県内に招聘し、県民、自然とのふれあいの場を提供するサマーキャンプを開催。 県直営事業として、全国都市緑化とっとりフェア準備中の会場周辺で復興祈念として植樹等も行う。	2, 307, 000円 (県直営部分)	
	14		

「とっとり震災支援連絡協議会」へ業務委託

- ◆平成24年12月20日より「とっとり震災支援連絡協議会(代表:舩山雅代)」へ業務委託
 - <委託業務内容>
 - (1) 専従スタッフとして避難者支援コーディネーター2名を、避難者より雇用
 - (2)情報交換会、交流会の開催
 - (3)避難者のニーズ把握及び対応
 - (4)支援者及び支援希望者のネットワーク化
 - (5)被災地支援団体との連携
 - (6)避難者支援広報

<活動実績>

- (1) クリスマス会(平成24年12月) ※県共催
 - ・参加者110名(避難者:46名、支援者等:64名)
 - ・県主催事業として、知事との意見交換会、各種相談会を実施
- (2)ミニ運動会(平成25年1月)
 - ・参加者32名(避難者:24名、支援者等:8名)

15

県と市町村の連携

- ◆県と市町村の打合せ開催(平成25年1月17日、22日)
 - (1)避難者の現状
 - ◎ニーズの把握
 - ・公営住宅の期間経過後の取扱についての不安(無償提供期間を延長してほしい)
 - ・学校、職場での心ない言葉
 - ◎着実に再建に向かっている世帯もある。
 - ・就業先の確保
 - 住宅の購入
 - ・「もう避難者ではない」という意識の変化
 - (2)確認事項
 - ①事業主体者が直接避難者へ連絡し、他機関へも情報提供を行う。
 - ②避難者から課題を収集する場合は原則として市町村が対応、避難者と協議会コーディネーターとの関係を構築。
 - ③メール等を利用し、県と市町村担当課で事業等の情報共有。

県・市町村の支援策一覧				
◆県の支援策一覧				
支援内容	取組内容•成果	来年度		
東日本大震災避難 被災者生活支援金 の支給 (福祉保健課)	・本県に1ヶ月以上居住する世帯(者) ・一世帯につき30万円、単身者は15万円。ただ し親類宅等に居住の場合は、それぞれ20万円、 10万円。 支給実績: H23年度 85件 20,050千円 H24年度 13件 3,000千円(H25.1.31現在)	・継続実施 新 東日本大震災避難者生活再建支援金の支給 ・1人あたり5万円を支給 (平成25年9月30日までに 鳥取県に避難され、引き続き6ヶ月以上本県に継続して居住している者(世帯))		
福島県からの避難者 への内部被ばく検査 の実施 (医療政策課)		・平成25年度実施に向け 調整中		
子どもの心のケアの 実施 (小中学校課、高等 学校課、特別支援教 育課)	・スクールカウンセラーによる被災児童・生徒の 心のケアの実施(各学校で対応) 実績: 高校・・・・1人のベ4件	•継続実施		
	17			

県・市町村の支援策一覧			
◆県の支援策一覧			
支援内容	取組内容•成果	来年度	
子どもの心のケアの実施 (青少年・家庭課)	・福祉相談センター、児童相談所での相談対応が可能なことを周知。 実績:なし	・継続実施	
県営住宅等の提供(住 宅政策課)	・県営住宅の入居期間を入居より3年に延長 ・厚労省、被災県からの依頼により、県借上民間賃貸 住宅の供与期間を、応急仮設住宅扱いの最長3年に 延長。	•継続実施	
ミドル・シニア仕事ぷらざにおける被災者就職支援(雇用人材総室)	・震災以降被災者の就職相談に応じている。 (クリスマス会(12月)において就職相談を実施) 実績:2件(相談・就職) ※ハローワーク:38件	・継続実施	
県立図書館での被災者 への情報提供(教育委 員会)	・東北3県の地方紙を購入し、県立図書館、倉吉市立 図書館、米子市立図書館で配架。 ・宮城県と福島県のタウン誌を購入し県立図書館で配 架。 →複数の方が定期的に閲覧に来られている。	•継続実施	
	18		

ļ	県・市町村の支援策一覧			
◆県の支援策一覧				
支援内容	取組内容•成果	来年度		
県立高等学校の入学料 等の免除(教育委員会)	·県立高等学校の入学選抜手数料(2,200円)、入学料(5,550円)の免除。	・継続実施		
幼稚園、保育所の保育 料 (子育て応援課)	・保育所に入所する児童の保育料減免を実施する市町村に対する補助。 ・私立幼稚園に就園する幼児の保育料軽減を実施する学校法人に対する補助。	•継続実施		
小中学校への学用品・ 通学費等の助成 (小中学校課)	・小中学校の児童生徒に要する学用品、通学費等の支援	•継続実施		
無料法律相談の実施 (危機対策・情報課)	・鳥取県弁護士会及び鳥取県司法書士会と連携し無料法 律相談会を実施	•平成25年10月 31日終了予定		
	19			

県・市町村の支援策一覧				
◆県の支援策一覧				
支援内容	取組内容•成果	来年度		
子育て支援 (子育て応援課)	・とっとり子育て応援パスポート ※住民票が県外にある方も申請可	・継続実施		
避難者間の交流支援 (総務課)	・とっとり震災支援連絡協議会と連携し避難者の交流を支援 12月 県域交流会(クリスマス会) ※知事との意見交換会、各種相談会同時開催	•継続実施		
	20			

	県・市町村の支援策一覧				
◆市町	◆市町村の支援策一覧(1)				
市町村	支援策	来年度			
鳥取市	支援策あり ※別紙参照	未定			
若桜町	無し (1世帯のみで、親戚宅避難のため都度対応)	_			
倉吉市	支援策あり ※別紙参照	24年度で終了			
三朝町	支援策あり ※別紙参照	継続			
北栄町	無し (1世帯のみのため都度対応)	_			
琴浦町	被災者受入支援総合相談窓口開設	継続			
米子市	支援策あり <mark>※別紙参照</mark>	別紙参照			
	21				

県・市町村の支援策一覧				
◆市町村の支援策一覧(2)				
市町村	支援策	来年度		
境港市	国保税の減免	24年度で終了 (親戚宅避難、定住意向のため)		
大山町	無し (1世帯のみで、親戚宅避難のため都度対応)	_		
南部町	水道代の減免 町営住宅の減免(該当者なし)	継続		
伯耆町	無し (実家へ避難。町では避難者として扱っていない)	-		
日南町	無し (1世帯のみで、親戚宅避難のため都度対応)	_		
江府町	無し (1世帯のみで、親戚宅避難のため都度対応)	_		
	22			

県・市町村の支援策一覧				
◆鳥取市の支援策一覧(1)				
支援策	内容	来年度		
証明書の発行手数料減免	窓口請求の場合、住民票の写し等が必要な場合、り災証明書の有無にかかわらず、発行手数料を免除する。また、戸籍謄本などを郵送請求された場合も、請求事由により、当面の間、免除する。	継続		
市税の課税免除	鳥取県から居住地の提供を受ける者について、鳥取県営住宅等に入居するまでの間、旅館・ホテル滞在時の鉱泉浴場(温泉)の入湯に係る入湯税の課税を免除する。	継続		
震災・救済・被災者受け入 れ相談	震災・救済・被害者受け入れ相談を行う。 (1)受け入れ相談 (2)住宅の確保 (3)情報発信	継続		
広報	被災者支援に関する情報を、市HP、CATVを通じて情報提供するとともに、報道機関への資料提供などを行う。	継続		
介護保険施設への受け入 れ相談	市内の介護保険施設や養護老人施設への入所申し込み相談を受ける。	継続		
介護保険サービスに関する 相談	介護保険料について相談にお応えする。 介護保険料の減免や猶予、サービス利用料等の支払いの猶予 などができる。	継続		
	23			

県・市町村の支援策一覧				
◆鳥取市の支援策一覧(2)				
支援策	内容	来年度		
障がい者福祉に関する相談	障がいがある方に対する相談対応を行う。	継続		
生活保護の決定と保護費の 支給	避難等により本来の居住地に帰来できない被災者に対し、必要に応じて生活保護を適用し、保護費を支給する。	継続		
国民健康保険料の軽減	国民健康保険料の支払い能力が回復する見込みがない場合、 減免などの軽減措置を行う。	H25.12.31 まで		
保育園・幼稚園への受け入れ 並びの保険料軽減	保育料を1年間(必要に応じて1年間延長可能)減免 ※細かい条件あり	3年間延長 を検討中		
医療費の一部負担金の支払 い免除	一部負担金等の支払いの免除(免除証明書の提示) 免除期間:平成24年9月末まで ※警戒区域等からの避難者は平成25年12月31日まで	H25.12.31 まで		
特定健康診査等の受診	国保特定健診及び特定保健指導並びに75歳以上の方が受診する健康検査、鳥取市各種がん検診の受診を希望される方に対応	継続		
	24			

県・市町村の支援策一覧		
◆鳥取市の支援策	一覧(3)	
支援策	内容	来年度
健康相談	健康不安への相談対応を行う。	継続
子どもの予防接種	三種混合、二種混合、ポリオ、麻疹、風疹、日本脳炎、BCGについて、市公費負担により予防接種を実施する。	継続
母子保健サービス	母子健康手帳の交付、妊婦健康診査受診券の交付、乳幼児 健康診査、育児相談、訪問指導等を行う。	継続
	保護者のいない児童(18歳未満)及び保護者の育児を支援することが特に必要と認められる児童に対する支援を行う。また、児童の発達に関する相談支援を行う。	継続
有料指定袋の無料交付	市指定の家庭ごみ有料指定袋を無料交付する。	継続
職業紹介等就業支援	無料職業紹介等の就業支援を行う。	継続
市営住宅の提供	市営住宅を無償提供(入居から2年間)	3年間延長 を検討中
児童生徒等の学校への受け 入れ	住民票の移動がなくても市立小・中学校に就学できるよう対応	継続
25		

県・市町村の支援策一覧		
◆鳥取市の支援第	一 覧(4)	
支援策	内容	来年度
遠距離通学費用補助制度	バス若しくは自家用車等での通学が必要となる場合は、遠距離 通学費用補助制度を適用	継続
教科書の無償給与	就学校で必要となる教科書については無償給与	継続
学用品	学用品等は、できるだけ学校側で揃えるよう配慮する。	継続
精神面のケア	各中学校に配置されたスクールカウンセラーを中心に行う。	継続
就学援助費の支給	特に必要があると認められる場合は、就学援助費の支給対象とする。	継続
水道料金の減免	上水道給水区域内の水道料金を無料とする。	3年間延長 を検討中
水道料金の減免	鳥取市営簡易水道給水区域内の水道料金を無料とする。	3年間延長 を検討中
下水道使用料及び集落排水 施設使用料の減免措置	下水道等使用料を無料とする。	3年間延長 を検討中
26		

県・市町村の支援策一覧			
◆倉吉市の支援	爰策一覧(1)		
支援策	内容	来年度	
転入手続き	被災地から転入される方が「転出証明書」の発行を受けられない場合は、本人確認を行った上で転入転出届出の受付を行う。	H24年度末で 終了	
住民票の写しなどの発行 手数料の減免措置	窓口請求の場合、被災された方が転入後、本市の住民票の写しなどが必要な場合、り災証明書の有無にかかわらず発行手数料を免除する。また、被災された方が戸籍謄本などを郵送請求された場合は、請求事由により免除する。	H24年度末で 終了	
生活用品の貸与	市営住宅へ入居した被災者に対し、衣類、家具、寝具等の生活 用具を貸与する。	H24年度末で 終了	
水道料金の減免	市営の公営住宅、一般住宅に入居された被災者に対し、水道 料金の減免を行う。	H24年度末で 終了	
下水道使用料等の減免	市営の公営住宅、一般住宅に入居された被災者に対し、下水 道使用料及び集落排水施設使用料の減免を行う。	H24年度末で 終了	
ごみ袋提供	市営の公営住宅、一般住宅に入居された被災者に対し、1世帯 につき100枚を支給する。	H24年度末で 終了	
27			

	県・市町村の支援策一覧	
◆倉吉市の支	援策一覧(2)	
支援策	内容	来年度
空き屋情報提供	被災者受入れのための空き屋情報を提供する。	H24年度末で 終了
市営住宅の提供	入居期間は原則1年以内(3年まで延長可)。家賃、敷金は全額 免除とする。退去時の畳の表替え、襖の張替費用は不要とする。	継続
職業紹介等就業支援	東日本大震災被災者に対するハローワークにおける緊急雇用対策(特別相談窓口の開設による総合的な職業相談・紹介、雇用保険受給相談及び生活関連(住居等)相談等の実施)について、お知らせし、その活用を図る。	H24年度末で 終了
各種保険事業の措置	被災者に対し、市に住民登録がなくとも次のサービスを行う。 ・母子健康手帳(再)交付 ・妊婦検診 ・乳幼児検診 ・予防接種 ・育児相談 ・健康相談 ・がん検診	H24年度末で 終了
養護老人ホーム措置、 徴収金の減免	被災者の養護老人ホームへの措置、徴収金の減免を行う。	H24年度末で 終了
倉吉市高齢者生活福祉 センター利用料減免	被災者の倉吉市高齢者生活福祉センターへの入所に伴う利用料 の減免を行う。	H24年度末で 終了
	28	

県・市町村の支援策一覧		
◆倉吉市の支	援策一覧(3)	
支援策	内容	来年度
	被災者の介護認定について、証明するものが無い場合でも認定する。	H24年度末で 終了
介護保険に関する支援	被災者の介護保険料の減免を行う。	H24年度末で 終了
	被災者の利用者負担(1割分)の減免を行う。	H24年度末で 終了
国民健康保険に関する	被災者の国保・後期高齢転入者への一部負担金減免を行う。	H24年度末で 終了
支援	被災者の国保・後期高齢転入者への保険料減免を行う。	H24年度末で 終了
保育料の減免	被災者の保育料の減免を行う。	H24年度末で 終了
要保護児童及び要支援 児童受入相談	児童及び家庭の被災状況を把握し状況に応じた必要な支援を行 えるよう相談に応じる。	継続
障がい児・者への支援 体制	障がい児・者の被災者を把握し状況に応じた必要な支援を行えるよう相談に応じる。	継続
29		

県・市町村の支援策一覧			
◆倉吉市の支	◆倉吉市の支援策一覧(4)		
支援策	内容	来年度	
生活福祉資金貸付の特 例	災害救助法の適用となった地域等で本市に避難してきた被災者に対し当座の生活費を必要とする世帯に対し、原則10万円以内の貸付を行います。 (申請窓口:倉吉市社会福祉協議会 TEL0858-22-5248)	H24年度末で 終了	
生活困窮による相談体 制	被災者の方の避難先での生活困窮による相談・生活保護制度等について説明する。申請の意思が確認できれば申請を受理し、 一定の聞き取り調査等を行う。	継続	
児童生徒等の学校への 受入れ	被災地から市内に避難された児童生徒の就学機会を確保するため、住民票の移動がなくても市立小・中学校に就学できるよう対応する。	H24年度末で 終了	
教科書の無償提供	小・中学校で必要となる教科書については、無償提供する。	継続	
学用品	授業を受けるため必要となる学用品等については、できるだけ学 校側で揃えるよう配慮する。	H24年度末で 終了	
精神面ケア	児童生徒の精神面のケアについては、各中学校区に配置された スクールカウンセラーを中心に行う。	既存制度の ため継続	
30			

県・市町村の支援策一覧		
◆倉吉市の支	援策一覧(5)	
支援策	内容	来年度
就学援助費の支給	準要保護世帯と認められた場合は、就学援助費の支給対象とする。	既存制度の ため継続
学校給食費の減免	減免が必要と認められる場合は、減免する。	既存制度の ため継続
	31	

県・市町村の支援策一覧		
◆三朝町の支援	策一覧(1)	
支援策	内容	来年度
生活費支援助成金	3ヶ月以内で町長が定める期間、助成金を支給する(最大10万円)。	継続
被災児童生徒就学援助金	小学校又は中学校に転入する児童に係る学校教育費に要する経費を12ヶ月以内で町長が定める期間助成する。	継続
住宅使用料助成金	町営住宅の家賃を12ヶ月以内で町長が定める期間、助成する。	継続
町営住宅修繕助成金	町営住宅の退去時の修繕費用を助成する(最大10万円)。	継続
雇用促進住宅駐車場料金 助成金	雇用促進住宅の駐車場料金を助成する。(月額2, 100円、6ヶ月 分まで)。	継続
上下水道使用料助成金	12ヶ月以内で町長が定める期間助成する。	継続
32		

県・市町村の支援策一覧		
◆三朝町の支援	策一覧(2)	
支援策	内容	来年度
各種申請等費用助成金	各種証明等の手数料に要する経費を12ヶ月以内で町長が定める 期間助成する。	継続
被災園児保育料等助成金	12ヶ月以内で町長が定める期間助成する。	継続
学童クラブ利用等助成金	12ヶ月以内で町長が定める期間助成する。	継続
生活移動手段支援助成金	自動車又は軽自動車の借り上げ料を6ヶ月以内で町長が定める 期間助成する。	継続
特定健診等自己負担金助成金	がん検診又は特定健診の健康診査料を助成する。	継続
33		

県・市町村の支援策一覧		
◆米子市の支援	表末一覧(1) 	
支援策	内容	来年度
住宅支援	市営住宅を無償提供(敷金免除) ※光熱費、共益費は入居者負担	平成25年度末まで
小中学校への就学支援	既存の「準要保護児童就学援助事業」を活用し、避難者という 状況を勘案し認定。学用品費、医療扶助費、給食費などが対 象。	既存制度のため 継続
市税等の納付	市税等の納付が困難な場合の相談受付	状況に応じて 相談受付
使用料・利用料等の減免	以下のものを減免 ・水道料金 ・下水道料金 ・米子市可燃ごみ指定袋 ・福祉、保健サービス利用料等 ・市民課証明手数料	未定
34		

	県・市町村の支援策一覧		
◆米子	市の支援策一覧(2)		
支援策	内容	来年度	
無償提供	・市営住宅に入居された避難者に対する生活用品の提供 ・米子市可燃ごみ指定袋の提供 避難当初に1世帯(中)10枚、他に軽減対象者には(大)40枚を上限として支給 ※軽減対象者・・・ 福祉サービスを受けておられる方や2歳未満の乳幼児がおられる世帯 ・市内企業からの提供品の進呈	未定	
	35		

協議会の今後の取り組みについて

- ◆ピアノと絵本の音楽会 ※鳥取市との共催
 - <日時>2月17日(日) 11:00~15:00
 - <会場>わらべ館 いべんとほーる、コミュニティ食堂 beans (ランチ会)
 - <プログラム>ランチ会、市長との意見交換会、コンサート など
- ◆東日本大震災2周年行事「3.11 これからの私たちを考える」(仮)

※鳥取県との共催

- <日時>3月9日(土) 15:30~17:30
- <会場>とりぎん文化会館 第2会議室
- <プログラム>避難者のリレートーク、トークセッション
- ◆中部交流会(3月予定)

中西部で毎月交互に開催予定(東部は月1回程度開催予定)

◆県全域交流会

年に3~4回予定(BBQ・芋煮会・クリスマス会など)。意見交換会を同時開催予定。

◆とっとりサマーキャンプ

7月下旬(7月25日~)に福島県を中心とした地域に住む子どもたち100人を招き、智頭町・旧那岐小学校を中心に保養事業を行う。